

令和7年度 がけ地空き家除却事業費補助制度のご案内

岡崎市では、土砂災害のおそれのある空き家の除却に要する費用の一部を予算の範囲内で補助しています。

補助の対象

- 1年以上使用されていない建物又は長屋若しくは共同住宅の住戸（空き家）のうち、次の1から7までの全ての要件を満たすもの
- 1 市街化区域内の敷地に所在する空き家
 - 2 土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内に存在する空き家
 - 3 延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていたこと。
 - 4 所有権以外の権利が設定されていないこと（所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者の同意があれば可。所有者が複数存在する場合は、所有者全員の同意が必要）。
 - 5 建物の除却について、他の補助金等の交付を受けていないこと。
 - 6 長屋又は共同住宅の住戸の場合は、所有する住戸の全てが使用されていないこと。
 - 7 個人が所有するものであること。

※1 空き家が特定空家等である場合、3の要件は問いません。

※2 令和7年度に岡崎市空き家除却事業費補助金の交付を既に受けている方は対象外です。

補助金の額・件数

上限120万円 補助率 1 / 2

※ 33,000円／㎡×延べ面積㎡又は補助対象経費の1 / 2が120万円に満たない場合は、いずれか小さい額とします（補助額は120万円未満となります。）。

申込方法・期間

（判定申請）

「補助対象空き家判定申請書」に必要書類を添付し、**除却工事に着手する10開庁日前**までに提出してください。申請される空き家が補助対象に該当するか否かを判定します。

（交付申請）

補助対象に該当する旨の判定結果通知を受けた方は、「空き家除却事業費補助金交付申請書」に必要書類を添付し、**除却工事に着手する2開庁日前**かつ**令和7年12月26日（金）**までに提出してください。交付申請の受付は先着順に行い、予算に達した時点で受付を終了します。

注意事項

- ・ 空き家を除却した場合、土地の固定資産税が上がる可能性があります。
- ・ 空き家の除却工事の請負契約は、補助金交付決定を受けた後に結ぶ必要があります。
- ・ 空き家をすでに除却している場合、補助金を受けることはできません。
- ・ 空き家の除却のほか、樹木や周辺に悪影響を及ぼすおそれのある工作物を撤去する必要があります。
- ・ 空き家除却後の跡地の適正管理を行う必要があります。

お問合せ：岡崎市 都市政策部 住環境政策課 空家対策係
TEL 0564-23-6024 FAX 0564-23-7528

補助金交付まで

所有者の手続き

市の手続き

補助対象空き家判定申請
受付期間：除却工事に着手する10開庁日前まで

市職員が申請された空き家を現地にて調査

補助対象空き家判定結果通知

補助対象空き家判定申請の7開庁日後

空き家除却事業費補助金交付申請

受付期間：除却工事に着手する2開庁日前 かつ
令和7年（2025年）12月26日（金）まで

補助金交付決定通知

除却工事の請負契約

補助金交付決定通知日より後

除却工事

令和8年1月末頃までには完了してください。

補助事業完了実績報告

一旦は、業者への支払いが必要です。

期限：工事完了日から30日以内かつ
令和8年2月13日（金）まで

補助金支払請求

補助金交付
交付時期：完了実績報告から約1か月後